

第3回 下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会 議事概要

○開催日時：令和2年2月27日（木）15：55～17：45

○出席委員：長岡座長、佐藤委員、高橋委員、小泉委員、佐野委員、奥野委員、酒井委員

○議 事：委員からの主な意見は以下のとおり。

【改正ガイドライン案 第1章について】

- (1) 「1.3 下水道管路施設のストックマネジメント」において、予防保全型維持管理についても解説すべき。
- (2) 「1.4 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の基本的な考え方」において、予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト削減効果が資料3に記載されているが、資料扱いではなく、本編に記載すべき。地方公共団体が予防保全型維持管理を実現するために包括的民間委託を導入していく際の重要な資料となる。
- (3) 「1.4 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の基本的な考え方」の解説において、「表 1.2 包括的民間委託の導入により期待される効果」の内容と合致するような記載とすべき。特に「地元企業等の育成」、「技術継承」について、解説を加えるべき。
- (4) 「1.6 用語の定義」に、監督・検査、履行監視・評価（モニタリング）についても記載すべき。

【改正ガイドライン案 第2章について】

- (5) 「2.3 スキームの検討」の「解説（2）業務範囲 ①対象業務」において、「図 2.2 管路管理の包括的民間委託における対象業務」に改築業務が含まれているが、解説文ではあまり触れられていない。事例を踏まえ、記載内容について検討すべき。
- (6) 「2.3 スキームの検討」の「解説（2）業務範囲 ①対象業務」において、「表 2.6 導入地方公共団体における業務パッケージ（例）」の改築業務は、設計と工事とに分類すべき。
- (7) 「2.3 スキームの検討」の「解説（2）業務範囲 ②発注方式（仕様発注、性能発注）について」において、性能規定の記載があるが、現状の管路管理では明確に性能規定を設定することが難しいため、設定方法等の具体的な内容を読み手に伝えることができる柏市の事例を記載すべき。現状では、性能規定を定めたとしても、民間事業者側のリスクが大き過ぎるため、ペナルティの設定は難しいが、目標値とすることでサービス水準が向上すると考えられる。
- (8) 「2.6 導入効果の整理」の解説にある「表 2.8 包括的民間委託導入により想定される効果（例）」のうち、技術継承については、民間事業者の提案により新技術を導入することで技術力の向上が図れることを記載すべき。また、JVの構成企業間（大手企業から地元企業へ）の技術移転が促進されることも記載すべき。

- (9) 「2.6 導入効果の整理」の「解説 (1) 定量的な効果整理 ①コスト縮減効果」に関して、「資料4 包括的民間委託の導入によるコスト縮減効果の算定 (例)」に複数業務をパッケージ化することによる積算ベースのコスト縮減のみが記載されているが、民間事業者の見積りとの比較によるコスト縮減効果の確認についても記載すべき。
- (10) 「2.6 導入効果の整理」の「解説 (1) 定量的な効果整理 ①コスト縮減効果」に関して、「資料4 包括的民間委託の導入によるコスト縮減効果の算定」でどの部分のコストが縮減されているのかを分かるようにすべき。

【改正ガイドライン案 第3章について】

- (11) 「3.2 入札・契約方式等の設定」の「解説 (2) 入札参加資格要件」に、日本下水道管路管理業協会が行う管路管理業者の登録制度についても記載いただきたい。
- (12) 「3.4 公告資料の作成及び公告等」の「解説 (1) 公告資料の作成」において、「表3.4 公告資料一覧 (例)」に記載の主な内容のうち、仕様発注の場合は必須でないもの（業務指標及びリスク分担等）があるので、分かるように解説すべき。

【改正ガイドライン案 第4章について】

- (13) 「4.1 引継ぎ」の「解説 (1) 地方公共団体から受託者への引継ぎ」において、データの互換性及び活用等の観点から、データの仕様についても記載すべき。
- (14) 「4.1 引継ぎ」の「解説 (2) これまでの受託者から新たな受託者への引継ぎ」に関して、業務の引継ぎ期間は3か月程度必要とも考えられ、関連する図表（図1.13 全体的なスケジュール (例) 等）にも反映すべき。
- (15) 「4.2 業務実施の確認、監督・検査」の「解説 (1) 業務実施の確認」において、仕様発注と性能発注とで内容が異なるため、分けて記載すべき。